

鳥栖市元町 1380-5 TEL 0942-83-3121 FAX 0942-83-8888

節税対策、事業を見直すために会計ソフトを活用しませんか？

R2年分の所得税の確定申告より、青色申告控除額が帳簿のつけ方、提出の仕方によって10万円、55万円、65万円と、受けられる控除額が変更となる税制改正が行われました。

複式簿記での帳簿記帳を行うことは、節税対策になるだけでなく、事業の経営状態の確認や、経費比率分析、今後の経営計画の作成にも役立つ資料となります。

今回の会計ソフトセミナーでは、インストール型の会計ソフトだけでなく、クラウド会計ソフトにも対応し、基礎的な帳簿のつけ方、決算書の見方、などを実践形式で学んでいきます。

講師 当所職員

内容

7月 12日(月) 14:00~16:00

定員 5名

「決算書の基本的な見方、会計ソフトの選び方」

7月 19日(月) 14:00~16:00

受講料 会 員 2,500円

「基本的な伝票入力の仕方」

非会員 5,000円

7月 26日(月) 14:00~16:00

「減価償却資産とは、確定申告について」



事業資金のご相談は日本政策金融公庫の定例相談を活用ください！

当所では毎月第1金曜日に事前予約制で日本政策金融公庫担当者への事業資金のご相談が可能です。新たな事業にチャレンジする為に設備資金の借入をしたい方や資金繰り改善のための運転資金の借入等を行う方は是非ご相談ください。今回は、鳥栖地区を担当してます日本政策金融公庫 国民生活事業部山川さんをご紹介します。ご希望される方はお気軽に当所までご連絡ください。

相談例

- ①新事業に取り組むために新たな機械装置購入、建物購入等に活用する設備資金の相談
- ②資金繰り改善のために過去の借入金を借換えして、諸経費運転資金を調達する相談

山川さんコメント

毎月第1金曜日は、「定例相談日」として、午前10時から12時まで鳥栖商工会議所に伺っています。また、定例相談日以外にも随時ご相談を承っていますので、どうぞお気軽に声をおかけください。



専門家へ悩み・課題を相談し具体的なアドバイスを受けませんか？

当所では、毎月第1・第3火曜日に佐賀県よろず支援拠点鳥栖サテライトとして、事業に関する様々な悩みを解決すべく個別相談会を実施しております。事業計画作成、マーケティング、販路開拓、事業承継等、その他幅広くご相談いただけますので、是非ご利用ください。

相談日：令和3年7月6日(火) 7月20日(火)

時間：第1火曜日/13時~15時、第3火曜日/10時~15時

場所：鳥栖商工会議所

講師：第1火曜日/辻山 敏氏、第3火曜日/松尾 伸也氏



辻山氏



松尾氏

相談例：事業計画作成、マーケティング、販路開拓、事業承継等幅広くご相談いただけます

作成者：中小企業相談所 中山